

- 目次
- 第1章 総則(第1条・第2条)
  - 第2章 事業用大規模建築物及び産業廃棄物多量排出事業者(第3条—第9条)
  - 第3章 一般廃棄物の処理等(第10条—第18条)
  - 第4章 廃棄物処理業等(第19条—第24条の2)
  - 第5章 浄化槽清掃業(第25条—第31条)
  - 第6章 審議会及び推進員(第32条—第38条)
  - 第7章 補則(第39条・第40条)
  - 附則
- 第1章 総則
- (趣旨)
- 第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及びさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例(平成13年さいたま市条例第195号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。  
(全部改正〔平成14年規則1号〕)
- (定義)
- 第2条 この規則における用語の定義は、法、浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び条例の例による。  
(全部改正〔平成14年規則1号〕)
- 第2章 事業用大規模建築物及び産業廃棄物多量排出事業者
- (改称〔平成20年規則105号〕)
- (事業用大規模建築物)
- 第3条 条例第11条の事業用の建築物で大規模なものとして規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)は、事業の用に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上の建築物とする。ただし、排出される事業系一般廃棄物が少量である建築物として市長が指定するものを除くものとする。  
(産業廃棄物多量排出事業者)
- 第3条の2 条例第11条の2第1項の規則で定める事業所は、当該年度の4月1日において、次の各号のいずれかに該当する事業所とする。
- (1) 日本標準産業分類(平成21年総務省告示第175号。以下この条において「産業分類」という。)に掲げる大分類E—製造業に属する事業所であって、当該事業所において常時使用される従業員の数が300人以上のもの
  - (2) 産業分類に掲げる大分類D—建設業に属する事業所であって、当該事業所において常時使用される従業員の数が100人以上のもの
  - (3) 表流水を水源とし、かつ、1日当たりの浄水能力が30万立方メートル以上の浄水場(水道施設(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定するものをいう。))又は自家用工業水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。))の施設のうち、浄水施設を設置している事業所をいう。
  - (4) 1日当たりの処理能力が3万立方メートル以上の終末処理場(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号の終末処理場をいう。)
- 2 条例第11条の2第1項の規則で定める事業者は、当該年度の4月1日において、産業分類に掲げる大分類D—建設業を営む者であって、市内に事業所を有し、かつ、資本金又は出資金の額が5,000万円以上のものとする。  
(追加〔平成20年規則105号〕、一部改正〔平成23年規則1号・24年54号〕)
- (一般廃棄物減量計画の作成等)
- 第4条 条例第12条の計画の作成は、4月1日から翌年3月31日までの間における当該建築物から生じる事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理について行うものとする。
- 2 条例第12条の規定による計画の提出は、事業系一般廃棄物減量等計画書(様式第1号)により毎年5月末日までに行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限内に当該提出をすることができないと認められるときは、市長が当該事由を勘案して定める期限までに提出をしなければならない。  
(一部改正〔平成20年規則105号・令和2年87号〕)
- (産業廃棄物処理計画の作成等)
- 第4条の2 条例第12条の2第1項に規定する産業廃棄物の減量その他適正な処理に関する計画(以下「処理計画」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 計画期間
  - (3) 当該事業所において現に行っている事業に関する事項
  - (4) 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
  - (5) 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
  - (6) 産業廃棄物の分別に関する事項
  - (7) 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項
  - (8) 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項
  - (9) 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)の海洋投入処分に関する事項
  - (10) 産業廃棄物の処理の委託に関する事項
- 2 条例第12条の2第1項に規定する処理計画は、条例第11条の2に規定する産業廃棄物多量排出事業者のうち、法第12条第9項に規定する事業者にあつては同項に規定する計画に定めるべき事項、法第12条の2第10項に規定する事業者にあつては同項に規定する計画に定めるべき事項については、作成を要しない。  
(追加〔平成20年規則105号〕、一部改正〔平成23年規則第72号・24年54号〕)
- (処理計画の提出)

第4条の3 条例第12条の2第1項の規定による処理計画の提出は、特別管理産業廃棄物を除く産業廃棄物に係るものにあつては産業廃棄物処理計画(変更計画)書(様式第1号の2)により、特別管理産業廃棄物に係るものにあつては特別管理産業廃棄物処理計画(変更計画)書(様式第1号の3)により当該年度の6月30日までに行わなければならない。この場合においては、第4条第2項ただし書の規定を準用する。

2 条例第12条の2第1項の規定による処理計画の変更の提出は、産業廃棄物処理計画(変更計画)書又は特別管理産業廃棄物処理計画(変更計画)書により速やかに行わなければならない。

(追加〔平成20年規則105号〕、一部改正〔平成24年規則54号・令和2年87号〕)

(実施の状況の報告)

第4条の4 条例第12条の2第2項の規定による報告は、特別管理産業廃棄物を除く産業廃棄物に係るものにあつては産業廃棄物処理計画実施状況報告書(様式第1号の4)により、特別管理産業廃棄物に係るものにあつては特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書(様式第1号の5)により処理計画を提出した年度の翌年度の6月30日までに行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限内に当該報告をすることができないと認められるときは、市長が当該事由を勧告して定める期限までに報告をしなければならない。

(追加〔平成20年規則105号〕、一部改正〔平成24年規則54号・令和2年87号〕)

(処理計画及びその実施の状況の公表)

第4条の5 条例第12条の2第3項の規定による公表は、同条第1項の規定による処理計画の提出及び同条第2項の規定による処理計画の実施の状況の報告を受けた後、速やかに、インターネットの利用の方法により行うものとする。

(追加〔平成20年規則105号〕、一部改正〔平成24年規則54号〕)

(一般廃棄物管理責任者の選任の届出)

第5条 条例第13条第1項の一般廃棄物管理責任者の選任の届出は、その選任した日から30日以内に一般廃棄物管理責任者選任届(様式第2号)により行わなければならない。

2 条例第13条第2項の規定による届出は、その事実が生じた日から30日以内に一般廃棄物管理責任者変更届(様式第3号)により行わなければならない。

(一部改正〔平成20年規則105号〕)

(産業廃棄物管理責任者の選任の届出)

第5条の2 条例第13条の2第1項の規定による産業廃棄物管理責任者の選任の届出は、その選任した日から30日以内に産業廃棄物管理責任者選任届(様式第3号の2)により行わなければならない。

2 条例第13条の2第2項の規定による届出は、その事実が生じた日から30日以内に産業廃棄物管理責任者変更届(様式第3号の3)により行わなければならない。

(追加〔平成20年規則105号〕)

(保管場所の設置基準)

第6条 条例第14条第1項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 再生利用の可能な物(以下「再生利用対象物」という。)にそれ以外の廃棄物が混入しないようにするとともに、その廃棄物から生じる汚水等により再生利用対象物が汚染されないようにすること。

(2) 再生利用対象物が飛散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。

(3) 搬入及び搬出の作業が容易にできること。

(4) 保管場所には、再生利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

(保管場所の設置に関する届出)

第7条 条例第14条第2項の規定による届出は、事業系一般廃棄物等保管場所設置届(様式第4号)により行わなければならない。

(改善勧告及び公表)

第8条 条例第15条の勧告(以下「改善勧告」という。)は、書面により行うものとする。

2 改善勧告を受けた者は、当該勧告に基づき改善その他必要な措置を講じたときは、速やかにその旨を書面により市長に報告しなければならない。

3 条例第16条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項その他必要な事項を告示して行うものとする。

(1) 公表しようとする建築物又は事業所の名称及び所在地

(2) 公表しようとする建築物又は事業所の所有者の氏名(法人にあつては、名称)

(3) 公表の理由

(一部改正〔平成20年規則105号〕)

(受入れの拒否)

第9条 市長は、条例第17条の規定により事業系一般廃棄物の受入れを拒否するときは、事業用大規模建築物の所有者に対し、書面により通知するものとする。

2 市長は、条例第17条の規定により事業系一般廃棄物の受入れを拒否した場合において、当該受入れを再開しようとするときは、当該事業用大規模建築物の所有者に対し、書面により通知するものとする。

### 第3章 一般廃棄物の処理等

(一般廃棄物処理計画)

第10条 条例第21条第1項の一般廃棄物の処理に関する計画には、次の事項を定めるものとする。

(1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

(4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(6) 排出禁止物に関する事項

(7) 家庭系廃棄物の処理に関する事項

(8) 事業系一般廃棄物の処理に関する事項

(9) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(受入基準等)

- 第10条の2 条例第24条の2第1項(条例第25条第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める受入基準は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- 2 前項に規定するもののほか、指定処理施設における廃棄物の受入基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- 3 市長は、条例第24条の2第3項(条例第25条第2項において準用する場合を含む。)の規定による指定処理施設への搬入の停止を命ずるときは、書面により当該命令を受けた者に通知するものとする。  
(追加〔平成18年規則88号〕)  
(市が処分できる産業廃棄物)
- 第11条 条例第25条第1項の規定により市が一般廃棄物と併せて処分することができる産業廃棄物は、次に掲げるもので一般廃棄物の処理に支障を生じない範囲の量のものとする。
- (1) 紙くず  
(2) 木くず  
(3) 繊維くず  
(4) と畜場法(昭和28年法律第114号)第3条第2項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第1項に規定する獣畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第2条第6号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第1号に規定する食鳥に係る固形状の不要物で、市長が特に必要と認めたもの  
(全部改正〔平成13年規則274号〕、一部改正〔平成15年規則177号・18年88号・20年70号〕)  
(資源物で規則で定めるもの)
- 第11条の2 条例第26条の2第1項の再生利用を目的として分別して収集する資源物で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。
- (1) 古紙類(新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック等)  
(2) 缶  
(3) 繊維  
(追加〔平成16年規則99号〕)  
(市長が指定する者)
- 第11条の3 条例第26条の2第2項の市長が指定する者は、次に掲げる者とする。
- (1) 市と資源物の収集運搬に係る委託契約を締結している者  
(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者  
(追加〔平成16年規則99号〕)  
(特定適正処理困難物の品目及び手数料)
- 第12条 条例別表第1に規定する条例第20条第1項の規定により市長が指定する適正処理困難物のうち規則で定める品目(以下「特定適正処理困難物」という。)及び品目別に規則で定める額は、別表第2に掲げるとおりとする。  
(一部改正〔平成18年規則88号〕)  
(市が戸別収集する一般廃棄物)
- 第13条 条例別表第1に規定するその他の一般廃棄物のうち普通世帯から市が戸別収集するもので規則で定めるものに限るものは、次に掲げる一般廃棄物(以下「粗大ごみ」という。)とする。
- (1) 最大の辺又は径が90センチメートル以上2メートル未満の一般廃棄物  
(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める一般廃棄物  
(一般廃棄物の処理申請等)
- 第14条 次の各号に掲げる一般廃棄物の収集、運搬及び処分(し尿以外の事業活動に伴って生じる一般廃棄物の収集及び運搬を除く。)を市に申請しようとする者は、当該各号に定める申請書を市長に申請しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情があるときは、口頭その他の方法によることができる。
- (1) 動物の死体 一般廃棄物(犬猫等)処理申請書(様式第5号)  
(2) し尿 一般廃棄物処理(くみ取り)申請書(様式第6号)  
(3) 臨時処理のし尿 一般廃棄物(し尿・臨時)処理申請書(様式第7号)  
(4) 戸別収集のごみ(特定適正処理困難物を含む。) 一般廃棄物(ごみ・戸別)処理申請書(様式第8号)
- 2 一般廃棄物処理(くみ取り)申請書の記載事項(代表者、家族及び便所の型式に限る。)に変更が生じたときは、一般廃棄物処理(くみ取り)変更届(様式第9号)を、し尿の収集、運搬及び処分の申請を廃止し、又は休止しようとするときは一般廃棄物処理(くみ取り)廃(休)止届(様式第10号)を市長に提出しなければならない。
- 3 条例第24条に規定する事業系一般廃棄物及び条例第25条第1項に規定する市が処分できる産業廃棄物の処分申請等に関しては、別に定める。
- 4 前項の規定は、第1項の一般廃棄物の処分の場合に関して準用する。  
(一部改正〔平成18年規則88号〕)  
(手数料の徴収方法等)
- 第15条 条例第29条第1項及び第30条第1項に規定する一般廃棄物処理手数料等は、次に掲げる区分により徴収する。ただし、特別の契約により徴収するものについては、その契約に定めるところによる。
- (1) 犬、猫その他動物の死体 その都度  
(2) し尿、隔月又はその都度  
(3) 普通世帯から排出する臨時的廃棄物(別表に掲げるものを除く。) 毎月又はその都度  
(4) 市が戸別収集するもの(特定適正処理困難物を含む。以下「粗大ごみ等」という。) その都度  
(5) 事業活動に伴って生ずる廃棄物 毎月又はその都度  
(6) 市が処分できる産業廃棄物 毎月又はその都度
- 2 前項第4号の規定にかかわらず、粗大ごみ等に係る手数料は、事前に粗大ごみ等処理手数料納付券(様式第10号の2)の交付と引換えに徴収することができる。この場合において、納付券の交付を受けた者は、当該納付券を排出しようとする粗大ごみ等にちょう付しなければならない。
- 3 前項の規定により徴収した手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

4 し尿に係る手数料は、し尿収集運搬手数料納入通知兼領収証書(様式第11号)により徴収するものとする。

(一部改正〔平成16年規則89号〕)

(し尿に係る手数料の算定)

第16条 普通世帯(改良便所又は特別の収集によるものを除く。以下同じ。)において、し尿の収集を月の中途に開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止している収集を再開したときは、当該月分のし尿に係る手数料は、徴収しない。

2 普通世帯におけるし尿に係る手数料の算定の基礎となる世帯に属する者の人数には、月の中途に世帯に属することとなり、又は属さないこととなった者の人数は、算入しない。

(し尿に係る手数料の精算)

第17条 し尿に係る手数料の算定に誤りがあったときは、その差額を追徴し、又は還付するものとする。ただし、精算の期間は最大5年とし、市長が必要と認めたときは、次の納期で精算することができる。

(手数料等の減免)

第18条 条例第31条第1項の規定により手数料又は費用(以下「手数料等」という。)を減額し、又は免除する者は、次のとおりとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項に掲げる保護を受けている者 免除

(2) 前号に準ずるものと認められる者 免除

(3) 条例第21条第1項に規定する一般廃棄物処理計画に従い、資源の有効利用を図るため、事業系一般廃棄物を分別し、市の処理施設に搬入した者(当該一般廃棄物処理計画に従って分別され、搬入された事業系一般廃棄物に係る手数料等に限る。) 減額

(4) 災害その他市長が特別の理由があると認める者 免除又は減額

2 条例第31条第1項の規定により手数料等の減額又は免除を受けようとする者は、手数料等減額(免除)申請書(様式第12号)により市長に申請しなければならない。ただし、前項第1号及び第4号に掲げる者がし尿に係る手数料の減額又は免除を受けようとする場合において、市長が認めたときは、この限りでない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、減額又は免除の可否を決定して、手数料等減額(免除)決定・却下通知書(様式第13号)により当該申請者に通知するものとする。

4 手数料等の減額又は免除を受けている者は、その事実が消滅したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(一部改正〔平成16年規則99号〕)

#### 第4章 廃棄物処理業等

(一部改正〔平成14年規則1号〕)

(一般廃棄物処理業の許可の申請)

第19条 法第7条第1項に規定する一般廃棄物の収集若しくは運搬の業(以下この条において「収集運搬業」という。)の許可若しくは同条第6項に規定する一般廃棄物の処分の業の許可を受けようとする者又は同条第2項若しくは第7項に規定する許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可申請書(様式第14号)により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、条例別表第3第1項又は第2項に規定する廃家電品限定許可申請であって、市長が認めた場合は、第4号から第7号まで及び第11号から第13号までに掲げる書類を除くことができる。

(1) 申請者が法人にあっては、定款又は寄附行為及び商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条第1項に規定する登記事項証明書(以下「商業登記事項証明書」という。)

(2) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類

(3) 申請者の直前3年(許可の更新を受けようとする場合は、直前2年)の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書

(4) 申請者の直前3年(許可の更新を受けようとする場合は、直前2年)の各事業年度における本市の市民税(法人にあっては、法人市民税)並びに固定資産税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(5) 事業計画書

(6) 従業員名簿

(7) 事業の用に供する施設の一覧及び概要(案内図、配置図及び構造図)

(8) 収集運搬車両一覧表(収集運搬業の場合に限る。)

(9) 申請者が第8号に掲げる施設及び前号に掲げる収集運搬車両の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類

(10) 一般廃棄物排出(予定)者一覧表

(11) 収集運搬及び中間処分後の廃棄物等の運搬先一覧表

(12) 収集運搬及び中間処分後の廃棄物等の運搬先(市の処理施設を除く。)を証する書類

(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

(14) 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる者は本籍地の記載のある住民票の写し、市区町村長の発行する身分証明書及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類を添付しなければならない。ただし、条例別表第3第1項又は第2項に規定する廃家電品限定許可申請であって、市長が認めた場合は、添付を省略することができる。

ア 申請者が個人である場合において、当該個人

イ 申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合において、当該法定代理人

ウ 申請者が法人にあっては、法第7条第5項第4号又ニに規定する役員

エ 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を保有する株主又は出資の額100分の5以上の額に相当する出資をしている者(以下「株主等」という。)があるときは、当該株主等(これらの者が法人である場合を除く。)

オ 申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条の7に規定する使用人があるときは、当該使用人

3 株主等が法人である場合には、当該株主等の商業登記事項証明書を添付しなければならない。

4 市長は、第1項の許可申請をした者の事業の用に供する施設、機材等の検査をすることができる。

(一部改正〔平成14年規則1号・16年14号・17年77号・18年88号・20年70号・令和元年48号・3年32号〕)

(一般廃棄物処理業の許可証)

第20条 条例別表第3第1項から第6項までに掲げる許可又は許可の更新をした場合における条例第33条第1項の規定により交付する許可証は、一般廃棄物処理業許可証(様式第18号)とする。

(全部改正〔平成14年規則1号〕)

(一般廃棄物処理業の変更の許可の申請等)

第21条 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業変更許可申請書(様式第19号)により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書に添付する書類については、第19条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、第2項第4号及び第5号の書類については、直前2年の各事業年度のものとする。

3 市長は、第1項の許可申請をした者の事業の用に供する施設、機材等の検査をすることができる。

4 法第7条の2第3項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書により行うものとする。

(1) 一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した場合 一般廃棄物処理業廃止届出書(様式第20号)

(2) 住所その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第2条の6第1項に規定する事項を変更した場合 一般廃棄物処理業変更届出書(様式第21号)

5 前項に掲げるもののほか、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、運搬先、株主等、電話番号その他を変更したときは、当該変更した日から10日以内に一般廃棄物処理業変更届出書を市長に提出しなければならない。

6 省令第2条の7の届出書は、一般廃棄物処理業欠格要件該当届出書(様式第21号の2)とする。

7 省令第2条の8第2項の届出書は、一般廃棄物処理業欠格要件該当届出書(心身の故障用)(様式第21号の3)とする。

(一部改正〔平成14年規則1号・18年88号・20年70号・令和元年48号〕)

(一般廃棄物処理業の許可証の再交付)

第22条 条例第33条第2項の規定により、条例別表第3第1項から第6項までに掲げる許可又は許可の更新に係る許可証の再交付を受けようとする者は、一般廃棄物処理業・施設設置許可証再交付申請書(様式第22号)により市長に申請しなければならない。

2 許可証のき損により前項の申請を行う者は、同項の申請書に当該き損した許可証を添付しなければならない。

(一部改正〔平成14年規則1号〕)

(事業の停止等の通知)

第23条 市長は、法第7条の3の規定により、事業の全部又は一部の停止を命ずるときは一般廃棄物処理業事業停止命令書(様式第23号)により、法第7条の4の規定により、業の許可を取り消すときは一般廃棄物処理業許可取消書(様式第24号)により、当該命令又は取消しを受けた者に通知するものとする。

(全部改正〔平成16年規則14号〕、一部改正〔平成18年規則88号〕)

(一般廃棄物処理施設の許可証)

第23条の2 条例別表第3第7項又は第8項に掲げる許可をした場合における条例第33条第1項の規定により交付する許可証は、一般廃棄物処理施設設置・変更許可証(様式第24号の2)とする。

(追加〔平成14年規則1号〕)

(一般廃棄物処理施設の許可証の再交付)

第23条の3 条例第33条第2項の規定により、条例別表第3第7項又は第8項に掲げる許可に係る許可証の再交付を受けようとする者は、一般廃棄物処理業・施設設置許可証再交付申請書(様式第22号)により市長に申請しなければならない。

2 許可証のき損により前項の申請を行う者は、同項の申請書に当該き損した許可証を添付しなければならない。

(追加〔平成14年規則1号〕)

(一般廃棄物処理施設の使用前の検査の結果通知)

第23条の4 市長は、法第8条の2第5項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査をしたときは、当該検査の結果を一般廃棄物処理施設使用前検査結果通知書(様式第24号の3)により当該検査の申請者に通知するものとする。

(追加〔平成14年規則1号〕)

(一般廃棄物処理施設の定期検査の結果通知)

第23条の5 省令第4条の4の4の規定による検査の結果を通知する書面の交付は、一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書(様式第24号の3の2)により行うものとする。

(追加〔平成23年規則72号〕)

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の結果通知)

第23条の6 市長は、法第9条第5項(法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)又は法第9条の2の3第2項の規定による確認をしたときは、当該確認の結果を一般廃棄物最終処分場廃止確認結果通知書(様式第24号の4)により当該確認の申請者に通知するものとする。

(追加〔平成14年規則1号〕、一部改正〔平成23年規則72号〕)

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定証の交付)

第23条の7 市長は、法第9条の2の4第1項の規定により熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定をしたときは、熱回収一般廃棄物処理施設設置者認定証(様式第24号の4の2)を交付するものとする。

(追加〔平成23年規則72号〕)

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出及び設置等に係る確認の通知)

第23条の8 法第9条の3第1項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書(様式第24号の5)により行うものとする。

- 2 法第9条の3第4項ただし書(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、一般廃棄物処理施設確認通知書(様式第24号の6)により行うものとする。  
(追加〔平成14年規則1号〕、一部改正〔平成23年規則72号〕)  
(産業廃棄物処理業の許可を要しない者の指定)
- 第23条の9 省令第9条第2号又は第10条の3第2号の規定による市長の指定を受けようとする者は、産業廃棄物収集運搬業・処分業許可不要者指定申請書(様式第24号の7)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の指定は、産業廃棄物収集運搬業・処分業許可不要者指定書(様式第24号の8)を交付することにより行うものとする。  
(追加〔平成14年規則1号〕、一部改正〔平成23年規則72号〕)  
(産業廃棄物処理業等の許可証の再交付)
- 第23条の10 産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者又は産業廃棄物処理施設設置者は、その事業に係る許可証を紛失し、又はき損したときは、直ちに市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。
- 2 前項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理業・施設設置許可証再交付申請書(様式第24号の9)を市長に提出しなければならない。
- 3 許可証のき損により前項の申請を行う者は、同項の申請書に当該き損した許可証を添付しなければならない。  
(追加〔平成14年規則1号〕、一部改正〔平成23年規則72号〕)  
(産業廃棄物処理業の休止の届出)
- 第23条の11 産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者は、その事業の全部又は一部を30日以上休止しようとするときは、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業・処分業休止届出書(様式第24号の10)により、あらかじめ市長に届けなければならない。  
(追加〔平成14年規則1号〕、一部改正〔平成23年規則72号〕)  
(産業廃棄物処理施設の使用前の検査の結果通知)
- 第23条の12 市長は、法第15条の2第5項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査をしたときは、当該検査の結果を産業廃棄物処理施設使用前検査結果通知書(様式第24号の11)により当該検査の申請者に通知するものとする。  
(追加〔平成14年規則1号〕、一部改正〔平成16年規則14号・23年72号〕)  
(産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認の結果通知)
- 第23条の13 市長は、法第15条の2の6第3項の規定において準用する法第9条第5項又は第15条の3の2第2項の規定による確認をしたときは、当該確認の結果を産業廃棄物最終処分場廃止確認結果通知書(様式第24号の12)により当該確認の申請者に通知するものとする。  
(追加〔平成14年規則1号〕、一部改正〔平成16年規則14号・23年72号〕)  
(報告の徴収)
- 第24条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その業務に係る一般廃棄物の保管、収集又は処分等に関し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める報告書等を、当該月の分について翌月10日までに、市長に提出しなければならない。
- (1) 一般廃棄物収集運搬業者で取り扱う一般廃棄物の種類がごみである場合 次に掲げる報告書  
ア 一般廃棄物(可燃物・不燃物)収集運搬状況報告書(様式第25号)  
イ 一般廃棄物(資源物)収集運搬状況報告書(様式第25号の2)  
ウ 一般廃棄物計量集計表(様式第25号の3)
- (2) 一般廃棄物収集運搬業者で取り扱う一般廃棄物の種類がし尿である場合 し尿収集運搬状況報告書(様式第26号)
- (3) 一般廃棄物処分業者である場合 次に掲げる報告書  
ア 一般廃棄物処分状況報告書(様式第27号)  
イ 一般廃棄物中間処分後搬出状況報告書(様式第28号)(中間処分を行う者に限る。)
- 2 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き(事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。)、変更し、又は廃止した日から30日以内に、次に掲げる事項を記載した特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更・廃止報告書(様式第28号の2)を市長に提出しなければならない。
- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)  
(2) 事業場の所在地  
(3) 特別管理産業廃棄物管理責任者の氏名、職名及び資格  
(4) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置、変更又は廃止の年月日及びその事由
- 3 法第12条第8項に規定する事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物の処理に関し、当該産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した産業廃棄物処理実績報告書(様式第28号の3)を市長に提出しなければならない。この場合においては、第4条第2項ただし書の規定を準用する。
- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)  
(2) 事業場の所在地  
(3) 産業廃棄物処理施設で処分した産業廃棄物の種類及び量並びに当該処分により生じた産業廃棄物の種類及び量並びにその処分方法ごとの処分量
- 4 産業廃棄物収集運搬業者(積替え又は保管を行う者に限る。)及び産業廃棄物処分業者並びに特別管理産業廃棄物収集運搬業者(積替え又は保管を行う者に限る。)及び特別管理産業廃棄物処分業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の運搬・処分実績報告書(様式第28号の5)を市長に提出しなければならない。この場合においては、第4条第2項ただし書の規定を準用する。
- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)  
(2) 許可の種類、許可の年月日及び許可番号  
(3) 委託者の氏名又は名称及び委託者ごとの受託量

- (4) 運搬した場合には、運搬先ごとの運搬量並びに当該産業廃棄物を引き渡した者の氏名又は名称及び引度量
- (5) 処分した場合には、処分場所及び処分方法ごとの処分量並びに当該処分により生じた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の量
- (6) 運搬又は処分を他人に委託した場合には、受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号並びに受託者ごとの委託の内容及び委託量
- (7) 処分により生じた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分を他人に委託した場合には、受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号並びに受託者ごとの委託の内容及び委託量
- (8) 産業廃棄物の処理施設で処分した産業廃棄物の種類及び量並びに当該処分により生じた産業廃棄物の種類及び量並びにその処分方法ごとの処分量  
(全部改正〔平成14年規則1号〕、一部改正〔平成17年規則77号・18年88号・20年70号・23年1号・72号・令和2年87号〕)

(様式)

第24条の2 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 法第8条第2項の申請書 一般廃棄物処理施設設置許可申請書(様式第28号の6)
  - (2) 省令第4条の4の申請書 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(様式第28号の7)
  - (3) 省令第4条の17の報告書 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(様式第28号の8)
  - (4) 省令第5条の3第1項の申請書 一般廃棄物処理施設変更許可申請書(様式第28号の9)
  - (5) 省令第5条の4の2の届出書 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(様式第28号の10)
  - (6) 省令第5条の5の届出書 一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書(様式第28号の11)
  - (7) 省令第5条の5の2の申請書 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(様式第28号の12)
  - (8) 省令第5条の8の届出書 一般廃棄物処理施設変更届出書(様式第28号の13)
  - (9) 省令第5条の11の申請書 一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書(様式第28号の14)
  - (10) 省令第5条の12の申請書 合併・分割認可申請書(様式第28号の15)
  - (11) 省令第6条の届出書 相続届出書(様式第28号の16)
  - (12) 省令第12条の7の17第2項の届出書 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書(様式第28号の17)
  - (13) 省令第12条の7の17第4項の受理書 受理書(様式第28号の18)
  - (14) 省令第12条の7の17第5項の届出書 産業廃棄物処理施設の種類変更等届出書(様式第28号の19)
  - (15) 省令第5条の5の3の届出書 一般廃棄物処理施設欠格要件該当届出書(様式第28号の20)
  - (16) 省令第5条の5の3の2第2項の届出書 一般廃棄物処理施設欠格要件該当届出書(心身の故障用)(様式第28号の20の2)
  - (17) 省令第10条の10の3又は第10条の24の届出書 産業廃棄物処理業(特別管理産業廃棄物処理業)欠格要件該当届出書(様式第28号の21)
  - (18) 省令第10条の10の3の2第1項又は第10条の24の2の届出書 産業廃棄物処理業(特別管理産業廃棄物処理業)欠格要件該当届出書(心身の故障用)(様式第28号の21の2)
  - (19) 省令第12条の11の3の届出書 産業廃棄物処理施設欠格要件該当届出書(様式第28号の22)
  - (20) 省令第12条の11の3の2第1項の届出書 産業廃棄物処理施設欠格要件該当届出書(心身の故障用)(様式第28号の22の2)
  - (21) 法第21条の2第1項の届出書 特定処理施設における事故時の措置の届出書(様式第28号の23)
  - (22) 省令第4条の4の2の申請書 一般廃棄物処理施設定期検査申請書(様式第28号の24)
  - (23) 省令第5条の5の5第1項の申請書 熱回収一般廃棄物処理施設設置者認定申請書(様式第28号の25)
  - (24) 省令第5条の5の10第1項の届出書 熱回収一般廃棄物処理施設休廃止等届出書(様式第28号の26)
  - (25) 省令第5条の5の11第1項の報告書 熱回収一般廃棄物処理施設熱回収報告書(様式第28号の27)
- (追加〔平成14年規則1号〕、一部改正〔平成16年規則14号・18年88号・23年72号・令和元年48号〕)

## 第5章 浄化槽清掃業

(浄化槽清掃業の許可の申請)

第25条 条例第38条第1項に規定する浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、浄化槽清掃業許可申請書(様式第29号)により市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 住民票の写し(法人にあっては、定款又は寄附行為及び商業登記事項証明書)
- (3) 浄化槽法第36条第2号イからニまで及びヘからヌまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (4) 環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第11条第4号に該当する旨を記載した書類
- (5) 個人の場合は履歴書、法人の場合は役員名簿及び役員経歴書
- (6) 申請者又は代表者の印鑑を証明する書類
- (7) 従業員名簿
- (8) 所有する施設の概要(案内図、配置図及び構造図)
- (9) 所有する機材の種類及び数量
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する許可申請をした者は、その所有する施設、機材等について市長の検査を受けなければならない。

(一部改正〔平成17年規則77号・20年70号〕)

(許可証)

第26条 条例第38条第2項の許可証は、浄化槽清掃業許可証(様式第30号)とする。

(変更の届出)

第27条 条例第39条第1項の規定による変更の届出は、浄化槽清掃業変更届(様式第31号)により行うものとする。

(廃業等の届出)

第28条 条例第39条第2項の規定による届出は、浄化槽清掃業の廃業届(様式第32号)により行うものとする。

(一部改正〔平成18年規則88号〕)

(許可証の再交付の申請)

第29条 条例第40条の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可証再交付申請書(様式第33号)により市長に申請しなければならない。

2 許可証のき損により前項の申請を行う者は、同項の申請書に当該き損した許可証を添付しなければならない。

(許可の取消し等の通知)

第30条 市長は、浄化槽法第41条第2項又は条例第41条の規定により、業の許可を取り消すときは浄化槽清掃業許可取消書(様式第34号)により、事業の全部又は一部の停止を命ずるときは浄化槽清掃業事業停止命令書(様式第35号)により、当該取消し又は命令を受けた者に通知するものとする。

(報告)

第31条 条例第43条の報告は、浄化槽清掃状況報告書(様式第36号)により、当該月の分について翌月10日までに行うものとする。

第6章 審議会及び推進員

(審議会の組織)

第32条 条例第51条第4項に規定するさいたま市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民を代表する者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(一部改正〔平成21年規則63号・23年39号〕)

(会長及び副会長)

第33条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第34条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第35条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(一部改正〔平成15年規則83号・20年70号〕)

(委任)

第36条 第32条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(推進員)

第37条 条例第52条に規定するさいたま市廃棄物減量等推進員(以下「推進員」という。)は、次に掲げる事項について、市の施策に協力するものとする。

- (1) 廃棄物の分別の指導及び啓発
- (2) ごみの減量のための地域活動及び報告
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ごみの減量及び資源化等に関し必要な事項

(一部改正〔平成23年規則39号〕)

(推進員の委嘱及び任期)

第38条 推進員は、市長が委嘱する。

2 推進員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7章 補則

(身分を示す証明書)

第39条 条例第54条第2項の証明書は、様式第37号とする。

(一部改正〔平成23年規則39号〕)

(その他)

第40条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の浦和市廃棄物の処理及び再利用に関する規則(平成7年浦和市規則第37号)、大宮市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例施行規則(平成7年大宮市規則第46号)又は与野市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例施行規則(平成8年与野市規則第7号)の規定によってした処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成13年11月29日規則第274号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年1月10日規則第1号)



- この規則は、平成14年4月1日から施行する。  
附 則(平成15年3月31日規則第83号)
- この規則は、平成15年4月1日から施行する。  
附 則(平成15年10月1日規則第177号)
- この規則は、公布の日から施行する。  
附 則(平成16年3月10日規則第14号)
- この規則は、公布の日から施行する。  
附 則(平成16年9月29日規則第89号)
- この規則は、平成16年10月1日から施行する。  
附 則(平成16年11月22日規則第99号)
- この規則は、平成16年12月1日から施行する。  
附 則(平成17年3月30日規則第77号)
- この規則中第19条第2項第2号及び第3号の改正規定並びに第24条第1項第1号アの改正規定及び同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える改正規定並びに第25条第1項第2号の改正規定は公布の日から、その他の規定は平成17年4月1日から施行する。  
附 則(平成18年3月31日規則第88号)
- (施行期日)
- この規則は、平成18年4月1日から施行する。  
(さいたま市清掃センター条例施行規則の一部改正)
  - さいたま市清掃センター条例施行規則(平成13年さいたま市規則第143号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)  
(さいたま市衛生センター条例施行規則の一部改正)
  - さいたま市衛生センター条例施行規則(平成13年さいたま市規則第144号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)  
附 則(平成19年2月21日規則第5号)  
この規則は、平成19年4月1日から施行する。  
附 則(平成20年3月31日規則第70号)  
この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第11条第4号の改正規定は、公布の日から施行する。  
附 則(平成20年11月19日規則第105号)  
この規則は、平成21年4月1日から施行する。  
附 則(平成21年4月23日規則第63号)  
この規則は、平成21年8月23日から施行する。  
附 則(平成23年1月5日規則第1号)

(施行期日)

    - この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第3条の2第1項第1号の改正は、公布の日から施行する。  
(適用)
    - この規則による改正後のさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則第24条第4項の規定は、平成23年6月30日までに市長に提出しなければならない産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の運搬・処分実績報告書の提出から適用する。  
附 則(平成23年3月31日規則第39号)  
この規則は、平成23年4月1日から施行する。  
附 則(平成23年10月27日規則第72号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則(平成24年3月30日規則第54号)

(施行期日)

      - この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条の2の改正は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
      - この規則による改正前のさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則による産業廃棄物処理計画作成(変更)報告書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書の様式は、当分の間、この規則による改正後のさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則の様式によるものとみなす。  
附 則(平成24年5月17日規則第71号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則(平成28年2月24日規則第4号)  
この規則は、平成28年4月1日から施行する。  
附 則(令和元年6月24日規則第19号)  
この規則は、令和元年7月1日から施行する。  
附 則(令和元年12月10日規則第48号)  
この規則は、令和元年12月14日から施行する。  
附 則(令和2年6月25日規則第87号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則(令和3年3月31日規則第32号)

(施行期日)

        - この規則は、令和3年4月1日から施行する。  
(経過措置)
        - この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

別表第1(第10条の2関係)  
(追加〔平成18年規則88号〕)

施設区分	受入基準
1 共通事項	(1) 廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れないように必要な措置を講じた運搬車により搬入すること。 (2) 一般廃棄物処理計画に従い、廃棄物を適正に分別して搬入すること。 (3) 廃棄物を搬入しようとするときは、その都度計量を受けること。 (4) 搬入しようとする廃棄物の検査を受けること。 (5) 施設内の設備を汚損し、又は損傷しないこと。 (6) 施設内においては、市長の指示に従うこと。
2 指定処理施設の うち、ごみ処理 を行う施設	取り扱う廃棄物は、市の区域内から排出された物で、次に掲げる廃棄物以外のものとする。 ア 有害性のある物又は有害性物質を含む物 イ 爆発性又は引火性のある物 ウ 著しく悪臭を発する物 エ 液状又は泥状の物 オ 特別管理一般廃棄物 カ 特定家庭用機器一般廃棄物(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち一般廃棄物をいう。) キ 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第12項に規定する指定再資源化製品が一般廃棄物となった物であって、同法第26条第1項に規定する指定再資源化事業者による当該廃棄物の自主的な回収及び再資源化の制度が確立されていると認められるものとして、一般廃棄物処理計画において、市による処分を行わないことと指定したもの ク 省令第6条の13の規定に基づき環境大臣が定めた一般廃棄物であって、法第9条の9第1項の規定に基づく環境大臣の認定を受けた者による当該廃棄物を処理する制度が確立されていると認められるものとして、一般廃棄物処理計画において、市による処分を行わないことと指定したもの ケ 産業廃棄物(第11条に規定する産業廃棄物を除く。) コ アからケまでに定めるもののほか、処理することが著しく困難な廃棄物又は施設の機能に支障を生じさせるおそれのある物(第12条に規定する特定適正処理困難物及び第13条第2号の規定により市長が特に必要と認められた一般廃棄物を除く。)
3 指定処理施設の うち、し尿等の 処理を行う施設	取り扱う廃棄物は、市の区域内から排出された物で、次に掲げる一般廃棄物とする。 ア し尿 イ 浄化槽汚泥 ウ 家庭用雑排水 エ アからウまでに定めるもののほか、市長が特に必要と認められたもの

別表第2(第12条関係)  
(一部改正〔平成18年規則88号〕)

特定適正処理困難物	金額		備考
	市が収集運搬及び処分するもの	市が処分のみするもの	
スプリング入りマットレス	2,000円	1,500円	
1人用のスプリング入りソファ	1,000円	500円	
1人用以外のスプリング入りソファ	2,000円	1,500円	
タイヤ・ホイール	1,000円	500円	1本を1品とする。(ホイール付のタイヤについては、1品とする。)
物干し台	1,000円	500円	1台を1品とする。
バッテリー	1,000円	500円	

様式 略